

〈表1-7〉 教育・訓練の機会の提供

アメリカ	○ジョブ・コア(Job Corps) 経済的に不利な立場にある無職の青少年等に対し合宿訓練を実施し、規律と技能・知識を習得させる教育・職業訓練を実施する米国最大規模の若年者に対する教育・職業訓練プログラムである。
イギリス	○若者向けニューディール(New Deal for Young People) 18～24歳までの若年者で、6か月以上失業状態にあり、求職者給付を受給している全ての者に対し、パーソナル・アドバイザーを付けて行われる就職支援である。参加を拒否した場合、求職者給付(失業給付)の受給資格を失う。 まず、最長4か月にわたる就職相談と集中的な求職支援サービスを受ける。その期間中に仕事を見つけられなかった若者は、助成金付きの就職やボランティア部門における短期就労、フルタイムの教育や訓練等への参加を義務付けられる。
ドイツ	○職業準備年(BJV) 個人的・家庭の経済的・社会的理由によって義務教育を辞めた、又は授業についていけない者で、職業訓練を受ける(職業養成訓練生になる)機会を得られない者を対象にした制度である。フルタイムの職業教育を行う。生徒は、BJVを行うことで職業学校における修学義務を果たしたと認められ、またハウプトシューレの卒業単位にも充当できる。 ○職業基礎学習年(BGJ) 職業学校でのプログラム。①1年間のフルタイムの授業か、②1年間のパートタイムの授業(同時にパートタイムでの事業所における職業訓練)である。 対象となるのは、主にハウプトシューレの修了を予定している若年者(職業教育義務がある)で、職業養成訓練生としての雇用の場を見つけられなかった者である。 その者が職業養成訓練生になった場合に事業主の許で行ったであろう養成訓練を、国が提供する。
フランス	○雇用支援契約(CAE) 長期失業者等の社会参入の難しい者を一時的に公共部門(地方自治体の組織、公的サービス提供法人等非営利団体)で雇用することを通じて社会参加を支援。雇用主が国と結ぶ契約には、職業訓練を行うことを入れることが強く推奨されている。 ○熟練契約(Contrat de Professionnalisation) 16～25歳の若者及び26歳以上の求職者を対象として、期間の定めのない契約又は6か月から12か月、最長24か月の有期限契約を結ぶ。被雇用者となった者は、職業訓練機関又は職業訓練を行う企業と訓練協定を結び、職業訓練を受けながら、社会で通用する資格取得や就職・再就職を可能とする。
韓国	○職業訓練、政府委託訓練 大卒未就職者などを対象とし、就業が有望な部門(プログラミング、ウェブ関連、観光通訳等)の職業訓練が実施される(訓練期間は1か月～1年)。 政府委託訓練は、非進学、中途退学若年者を対象に、製造業などの人手不足部門の技能職の育成を目的として、機械設計製作、情報通信設備、溶接、室内建築、機械装備などの優先職種職業訓練を行う。

(c) 就職等に関する相談支援

失業又は無業の状態にある若年者は、就職をはじめ、さまざまな悩みを抱えている場合が多い。また、そもそも就業意欲が低い場合もある。こうした若年者に対して、さまざまな形で相談支援が行われている。

〈表1-8〉 就職等に関する相談支援

アメリカ	○WIA 若年プログラム(WIA Youth Formula-Funded Grant Programs) アメリカにおける公共職業安定所であるワンストップ(キャリア)センター(One-Stop[Career]Center)と提携した地方公共団体で実施される14～21歳の就職困難者のニーズに沿った各種の就職や進学のための支援に対して給付金を提供するプログラムである。
イギリス	○若者向けニューディール(New Deal for Young People) 18～24歳までの若年者で、6か月以上失業状態にあり、求職者給付を受給している全ての者に対し、パーソナル・アドバイザーを付けて就労の可能性などについて話し合い、相談結果に合った支援を受けることができる制度である。 ○コネクションズ・サービス(Connexions Service) 13～19歳のすべての若者に対して、パーソナル・アドバイザーが学習から進路に関わる悩み、薬物やアルコールなどの問題に至るまで幅広い相談や情報提供を継続的に行う。主としてニート対策として位置付けられている。
ドイツ	○職業相談・紹介サービス向上の取組み 25歳未満の若年者に、①職を与える(紹介する)、②職業養成訓練の機会を与える、③就労等の機会を与えるべく、公共職業紹介機関において、(若年)求職者一人一人にオーダーメイドの指導・助言を与えることを重視する観点から、ケースマネジャー式の職業指導の体制整備の導入が図られた。現在は若年者75式に1人のケースワーカーを配置することとされている。
フランス	○社会生活参入契約(CIVIS) 16～25歳で低水準の資格しかもたない若年者を対象として、若年者と国の間で契約を交わし、就職計画の実現に向けた行動の内容を規定し、個人指導も含めた就業支援を行う。 ○OTRACE プログラム 学位や職業資格を得ないままに学業を終えた若者等、最も就職が困難な若年者が対象。同一の相談員が、社会参入の道筋を立て、求職活動と職業訓練に関してアドバイスする。各地域において、地域ミッションセンター(ML)と受入れ・情報・オリエンテーション常設センター(PAIO)とが、各地域の TRACE プログラムの運営委員会を主宰し、関係者間の調整にあたる。 ※ このほか、失業者等を対象として、「ニュースタート(PAP-ND)」、「雇用復帰支援計画(PARE)」が実施されている。また、地域ミッションセンター(Missions Locales)及び受入れ・情報・指導常設センター(PAIO)では、社会生活・職業生活への参入に向けた個別指導等が行われている。
カナダ	○スキル・リンク(Skills Link) 高校中退者など就職困難な若者にアドバイザーをつけ、個々の職業能力などを評価したうえで、若者自身に就業実行計画を作成させ、計画に沿った就職支援及び職場定着支援を実施する。
オーストラリア	○ジョブパスウェイプログラム(Jobs Pathway Program) 政府が入札で募集・契約した「プロバイダー」がプログラム実施主体となり、一人一人の個人に対応した「オーダーメイド」型助言を若年者に対して与える。プロバイダーは、情報提供、今後の人生設計選択のオプションに係るガイダンス、次の教育・訓練機会、雇用に係る支援などを行う。2006年度からはコースパスウェイプログラム(YPP)に改称。
韓国	○個人別総合就業支援サービス(Youth Employment Service) 若年者を教育水準、失業期間等の特性と能力によって細分化して、長期失業者等の配慮を要する若年者に対して、個人別総合就業支援サービスの導入推進を行う(イギリスのニューディール政策と類似)。2006年に試行事業を実施予定。

c 就業機会を拡大するための施策

a 及び b は、主として労働力の供給主体である若者自身に対するサービスを内容とする施策である。こうした施策の実施により、若者の職業意識を涵養し、エンプロイアビリティを高め、就業可能性を高めていくことが期待されている。

しかしながら、いかに職業能力を高め、潜在的な雇用可能性を高めたとしても、受け皿となる就業ポストが少なければ、結果として若者の就業機会は限られたものになってしまう。

そこで、各国とも、労働市場の需要サイドに働きかけ、若者の雇用機会を拡大するための施策を実施している。

(a) 最低賃金、社会保険料等に関する施策

各国では、若年向けの最低賃金を通常よりも低く設定したり、一定の要件の下に企業が負担する社会保険料を引き下げる等の措置により、企業の労働費用負担を軽減し、若年者への労働需要を喚起する施策を展開している。

〈表1-9〉 最低賃金、社会保険料等に関する施策

アメリカ	○若年労働者に対する最低賃金の特例(連邦レベル) 20歳未満の労働者に対しては、勤務開始から90日間は、4.25ドル/時の最低賃金が適用される。90日経過後、又は労働者が20歳になった時点で、通常労働者の最低賃金である5.15ドル/時が適用される。
イギリス	○若年労働者に対する最低賃金の特例 若年者の最低賃金については、他の年齢層より低い金額が適用されている(16~17歳：3.00ポンド/時間、18~21歳：4.25ポンド/時間、22歳以上(通常労働者)は5.05ポンド/時間)。
フランス	○若年労働者に対する最低賃金の特例 年少者については、最低賃金額を、入職後6か月に達するまでは、17才未満の者については20%、17才の者について10%、それぞれ減額することができる。また、養成訓練契約による訓練生は、年齢と訓練期間に応じて、最低賃金額を22~75%減額することができる。 ○雇用主の社会保険料の減免等 熟練契約や雇用支援契約(CAE)、企業における若年者雇用契約などの特別な雇用契約の促進策として、契約を結んだ事業主に対して、社会保険負担の軽減や補助金の支出が行われる。

(b) 直接的雇用創出策

公的部門を中心に、多くは臨時雇用の形で若年者を雇い入れることにより、雇用の場を提供している。

〈表1-10〉 直接的雇用創出策

イギリス	○若者向けニューディール(New Deal for Young People) 最長4か月のカウンセリング等にもかかわらず仕事を見つけれなかった者について、これらの者を雇い入れる事業主への助成金支給や、地方公共団体・ボランティア部門での短期就労などといった形の雇用を提供している。
ドイツ	○労働機会提供(1ユーロジョブ) 各種給付を受領しつつ、早期に就職しない者を労働市場へ参加させるために導入された制度。労働習慣がなくなった長期失業者に対して、僅少なから手当てを与えて就労経験をさせ、失業状態から脱却させることを目的としている。公的福祉部門での就労となることが多い。なお、失業給付IIを受給する25歳以下の若年失業者がこれを拒否すると、最悪の場合、失業給付の全額の支給が停止される。 ○雇用創出策(ABM) 東部ドイツ地域において、失業者が多数発生した事態などに対応するため、1990年代初頭から多く行われるようになった公的雇用。文化財清掃など、既存の民業を圧迫しない事業を主に市町村などの公的機関が起し、その事業に失業者を受け入れさせて就労させ、「賃金」を支払うもの。
フランス	○若年者雇用計画 公共性の高い新たなサービス及び若年者の雇用を促進する目的として、地方公共団体・各種公共団体が、過去に就労経験のない18歳以上25歳以下の求職者等を雇用することを支援するものである。当該雇用した団体に対しては、国から5年間にわたり最低賃金の80%相当(社会保障分も含む)の補助金が支給されていたが、2002年以降は補助金が廃止された。 ○企業における若年者契約(Contrat Jeune en Entreprise) 16~22歳の若年者等が、全国商工業雇用連合(UNEDIC)に加盟する企業又は事業所とフルタイム又はパートタイムでの期間の定めのない雇用契約(CDI)を結ぶと、国が事業主に助成金を支給する。2005年4月以降に契約した事業主に対する国の援助は、原則としてフルタイムの者一人当たりはじめての2年間月150ユーロ、3年目は月75ユーロとなっている。 ※ このほか、雇用支援契約(CAE)、熟練契約等が実施されている。
オーストラリア	○ワークフォーザドール(WFD) 失業者に対して、①就労の経験をさせ、②自信を付けさせ、人との付き合い能力を高め、働く動機を高め、③コミュニティにとって意義のある各種プロジェクトに貢献する、などの機会を提供することを目的に実施されている。 各地方自治体等が、当該地方自治体等の利益となる事業を実施する際に、失業者をそのプロジェクトに雇用する。 この事業に参加すると、相互義務(上記b(a)参照)を果たしたことになる。 ○グリーンコープ(Green Corps) 連邦政府が若年者を対象として実施・運営する若年者開発事業で、17~20歳の若年者に対して、環境保全、自然保護・整備、遺跡保護等のプロジェクトに参加させることで、訓練機会を与えるものである。この事業に参加すると、相互義務を果たしたことになる。 運営主体は、オーストラリア(環境)保護ボランティア信託で、各プロジェクトは州、地方自治体、各種NPOで共同して行われることが多い。

d GDPに占める若年者雇用対策費の割合の推移

OECDが若年者のみを対象とした雇用対策費のGDPに占める割合を発表している。それによれば、フランスが若年者雇用対策費に大きな比重を割いている一方、アメリカ、カナダ等のGDPに対する若年者雇用対策費の割合は、低くなっている。